

令和5年度福島県犯罪被害者等支援施策推進会議 議事概要

日時：令和5年7月28日（金） 午後1時30分～午後2時45分

場所：チェンバおおまち3階会議室B

1 出席者

(1) 福島県犯罪被害者等支援施策推進会議委員（敬称略） 7名

川島 武	ふくしま被害者支援センター	専務理事
酒井 芳子	福島県臨床心理士会	被害者支援委員会委員
生島 浩	福島大学	名誉教授
高橋 有紀	福島大学行政政策学類	准教授
野口 まゆみ	福島県産婦人科医会	顧問
橋本 喜人	白河市生活防災課長	
宮下 朋子	福島県弁護士会	犯罪被害者委員会委員

※ 関靖男委員（福島県社会福祉協議会事務局長）は、所用により欠席

(2) 福島県

事務局	男女共生課主幹兼副課長、男女共生課
関係機関	警察本部県民サービス課長、県民サービス課 教育庁高校教育課

2 男女共生課長あいさつ

安全に安心して暮らせる社会の実現は、全ての県民の願いである。しかしながら、依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、直接的な被害だけではなく、その後精神的にも経済的にも大きな負担を余儀なくされている。

国では、本年6月に岸田首相を会長とする犯罪被害者等施策推進会議を開催し、犯罪被害給付制度の抜本的強化や被害者支援弁護士制度の創設等を検討するなど、犯罪被害者等への支援を拡充する方針が決定され、今後、具体化が進められることとなった。

また、今月25日、26日の両日に開催された全国知事会においても、犯罪被害者等支援施策の強化に向け、全国知事会としては初めてとなる国への提言書が採択され、地方自治体の取組に対する財政的支援や国民理解の増進に向けた広報啓発活動の拡充等について、国に求める活動を行うこととしている。

このように、社会全体で犯罪被害者等を支えていこうとする機運が高まってきており、県としても、誰もが安全に安心して暮らすことが出来る社会の実現を目指して、連携の強化と支援の更なる充実に努めてまいる考えである。

本日の会議では、犯罪被害者等支援計画の推進状況について御報告させていただき、犯罪被害者等支援を更に進めていくために県が取り組むべきことや、皆様の団体における取組などについて、御意見等をいただきたいと考えている。

3 新委員紹介

新たに委員となった川島武委員を事務局から紹介した。

4 議題

(1) 犯罪被害者等支援施策の推進状況について（報告）

事務局から資料1、資料1-1、資料2、資料4及び資料5により、令和4年度の取組実績や令和5年度の取組予定等について、説明（略）。

(2) 今後の犯罪被害者等支援施策の推進に向けた取組について（意見交換）

（生島会長）

あらゆる施策が国の施策から地域の施策に移ってきているのは御案内のとおりである。「犯罪被害者支援」であれば、可能な限り、事件に遭う前の普通の生活に戻れるようにという地域生活支援というところになってきている。

そのためには、内閣府や警察など国の窓口ということだけでなく、県の窓口・支援ということで、県の特化条例が出来た。

しかし、県の特化条例が出来たものの、現実的には、住民に最も身近な市町村の窓口で対応しなければならないということがある。今までも窓口はあったが、総務課などに暫定的に設置しているということであまり機能していないという部分がある。

そういったところも含めて、本日取材いただいている報道関係者もモニタリングやチェック機能を発揮し、現地取材など、どうしてうまくいかないのか、ということを含めまして、よろしく願いたい。

（川島委員）

ふくしま被害者支援センター支援活動員の活動を見ていると、電話の相談が中心になっている。そして、センター全体の相談件数の内、SACRA ふくしまの相談件数が事務局説明にもあったとおり約75%である。

一方で、相談に対応するための経験や知識など、足りない部分があるのではないかと思う。ベテランの方もいるので、その人たちをお手本としながらやっているところではあるが、やはり経験が浅いとどうしても迷いが出てしまう。そして、性犯罪・性暴力の関係であるので、どうしても対応が難しい。多様な環境の中で相談される方が多いため、そのような点からも難しい点がある。それを、どのようにして解決を図っていくか、寄り添いがどこまで出来るかということが今後、組織として必要だなと考えているところ。

さらに、男性被害に対しての対応、例えば専門の電話を設置してというようになってくると、全然そのような経験もなければノウハウもないという状況であり、出来るだけ早く対応することを検討すべきではないかと思っている。

また、民間支援団体のため財政問題がある。予算化をしてもらい委託事業を受け

ているが、やはり財政基盤が脆弱だという点はある。

最後に、我々の団体はボランティア組織なので、支援員の方々もボランティアという立場や考え方で仕事をされる。一方で、時給制度があるため有償ボランティアという形になりつつある。そこで、ボランティアとして入ってきたのに、その有償ボランティアとはどういう位置付けなのかとと思っている方もいるが、これは世の中の全体の動きの中で、今後、認知されていくのではないかという気がする。非常に難しいところがあるので、参考までの話に、お聞きいただきたいと思う。

(生島会長)

川島委員の最後のお話は、被害者支援活動というものを世間に知ってもらうために、まずボランティア活動から始める。そして、広く関心を持ってもらう。それは入口であり、お話いただいたように性被害なんかは典型的ですが非常に複雑な専門的な知識が必要になってくる。そうなってくると、広めるためのボランティア活動も限界があり、当然、専門的知見が必要だ、専門職なのである程度ペイが必要だ、真ん中をとって有償ボランティア、それで、ボランティアと言えるのか、いや、もっと専門性ということならば、有償ということできっちりとお金を支払いすると。そうでなければ、困難な事案への対応に責任が持てないだろうというようなお話かと思う。

(酒井委員)

被害者支援センターと精神科の病院でいろいろ関わっているので、二つほど、お伝えしたいと思う。

まず、被害者支援センターの相談内容であるが、ここのところ相談内容が非常に複雑になっており、難しいケースが多いと感じている。特に、子どもが上手く SOS を出せていないのではないかと感じている。家庭内での性被害であるとか、知っているおじさんとか、家に入出入りしている人からの被害とか、そういうことが結構ある。それが性被害だということすら分からないような、子どもたちが被害に遭ってもそれを外に出せない、特に親からの性被害の場合、外に出せないでずっと我慢をしていて、何年も我慢していて、やっと外に出すという、よくそこまで黙っていたなという感じがして、それを学校や被害者支援センターなどに対して上手く出せるようにしたいということが、一つである。

学校での教育や、例えば、東京の方の幼稚園で、水着で隠れる部分に関しては、人に見せてはいけない、さわらせてはいけない、そういうことを幼稚園で教えているということを伺って、それを話題にして親子で話すなど、そういうことがとても大事なのではないかと思う。県内でどこまでそういったことがなされているかは、よく分からないが、そういう本とベースになるものがまず必要ではないかと思う。

二つ目は、病院で関わっていて思うのは、虐待を受けた子どもたちは児相を経由して、養護施設ですごくよくしてもらって育てていくが、18歳で施設を出ることになる。その出るときに、あるいは施設に入っているときも反応を出しているお子さんもいて、そういう子たちが自傷行為とかいろんなことがあって精神科に来る。それを見ていると、本当に小さい頃の虐待、親からの虐待行為がずっと影響していることを非常に感じている。今、何人かのそういう人たちと関わってきて、先ほどの説明にもあったが、どのようにして普通の生活、社会に出していくかというところが

大きな課題だと思う。

養護施設は本当によく頑張っていて、18歳で施設を出すのが、うまくいかないというケースも多々ある。そのときに、その子どもたちが頼るのは、施設である。施設が18歳を過ぎても、ケアをフォローしてくれている、そして何とか警察につなぐ、あるいは私たちの精神科の方でどうやって社会に出していけるか、そこを子どもたちだけぼんと出すわけにはいかないのだから、いろいろお手伝いしながら、自立する方法を考えている。それには非常に時間もかかるし、養護施設でも子どもが18歳になり、出した後は、本当は見ないでいいのにその後までケアして経済的にも大変なのが見えた。

このようなこともあるので、そこら辺の支援を行政にも考えていただけたらと思う。

(高橋委員)

今年の2月から福島市の犯罪被害者等支援条例の策定委員もさせていただいている。その策定委員会をしている中で、県の条例を検討する際には各分野の専門の方が委員として構成されていたが、必ずしもそういった分野の専門の方ばかりが委員になるわけではないのだと思った。例えば、安心まちづくりの市民団体の方や商工会の方などが入っており、そういうこと自体が啓発の機能などにつながっていくのかと思う反面、市町村でどれだけ専門性の高いものやどれぐらい実効性のある条例がつくっていけるのか、どのぐらいその踏み込んだ取組がしていけるのかということについては一つ課題ではないかと思っている。そういった部分で県と市町村が上手く連携を取りながら、市町村としても自分たちは基礎自治体であって、なかなかお困りの方が県庁にいきなり訪ねていくわけではなく、自分たちのところに来るだろうというその認識というものはあるので、どれだけ専門性であったり実効性の高い支援だったりをしてもらうかという部分について、県において取り組んでいくことというのはいろいろあるのではないかと思っていることが一つである。

二つ目は、福島市の条例の策定委員会にもふくしま被害者支援センターの方が入ってくださっていて、そこで話題になったことであるが、今、支援センターの建物が非常に大変だということを伺っていて、パーティションで区切ってお話を聞くような形にせざるを得ないというようなところで、安心して秘匿性の高い環境でお話をお聞きするのが難しいような状況にあるというお話も伺った。賃料を考えると、そういったゆっくり落ちついて話ができるような場所になってくると難しいところもあると思うが、ハード面も含めて十分な体制を保っていけるようにというところは県でもいろいろ応援していける部分ではないかと思っている。安心してお話が出来るような建物を用意する、あるいは家賃を補助していくというようなことなど、何かしていただけるとすごくいいのではないかと思っている。

三つ目は、酒井委員からもあったSOSの問題とも関わってくるかと思うが、啓発にもいろいろあると思う。犯罪被害者への理解を深めましょうという啓発もあると思うが、それ以上に大切なことのひとつがSOSを出しやすくすることだと思っている。誰でも被害に遭うことはありますし、そのときに、SOSを出すのは悪いことではないということが分かるような啓発をしていくことが一つ大事なかなというふうに思っ

いる。

四つ目は、自分自身が大学で、昨年ハラスメント被害に遭ったが、二次被害にもたくさん学内で遭った。産業医から「運が悪かっただけですね」って言われるとかですね、そんなこと言う医師がまだ世の中にいるんだとかびっくりしましたが、そういうことを言われたり、再被害対策をあんまりしてもらえなかったり、いろんな嫌なことがあって、やはり二次被害を与えないということも啓発として非常に大事なことかなと思う。そのような直接被害者と接するとか同じコミュニティ、学校でのいじめとか教員から生徒に対する加害行為ということも含めてだと思うが、そのような加害者と被害者が一緒のコミュニティにいるような場面でどのように対応するかという問題であったり、最近だとネット等で見ず知らずの被害者のことを誹謗中傷したりというような問題もありますので、そういった二次加害をする人間にならないようにすることも含めて、啓発をしていくことが大事ではないかと思っている。

(宮下委員)

福島県弁護士会の被害者支援委員会に所属しております。また、日本弁護士連合会の同じく被害者支援委員会で活動しております。この1年間でその活動の成果といいますか、様々な制度の実現に向けて、国や地方が動いてきたという印象があるので少しだけ御紹介させていただく。

まず、日本弁護士連合会では今年の3月に被害者に対する賠償金の立替金制度について、国に求める意見書を出した。また、法務省の協議会でここ数年私も委員を務めていたが、支援弁護士制度の創設について、議論してきた。さらに、今年の5月には、自民党の司法制度調査会のプロジェクトチームで、犯給金の大幅な引上げと被害者支援弁護士制度の創設ということ掲げていただき、先ほど事務局より御紹介のありましたとおり、6月に国の施策推進会議が開かれまして、これを1年以内に実行せよということに、動きとしてなっているようである。加えて、全国知事会でも取り上げていただき、いろいろ声が上がっているなという印象である。

そのような動きは、それだけニーズが高いのだろうということもありますので、弁護士の立場としても、関係機関といろいろと連携をして支援をしていかなければならない時期が来たなというふうに実感しているところである。

今回は、県の施策についてということですので、言わせていただくと、国で主に経済的支援のところ動いていると思うが、質問でも事前に提出していたとおり、福島県では、見舞金制度や転居費用の助成金の制度について、まず市町村が整備しなければ、県としては支給することが難しいということである。一方で、そういう制度をつくっているのが21市町村だということでもまだまだ足りなくて、被害者等が制度を使うことが出来ない状況にあるということでは言えてしまうのではないかなと思う。

これまでの会議の際には、県の見舞金については、窓口を市町村とするので基本は市町村だけれども、見舞金制度等のない市町村についても、県の上乗せ分については、認知出来次第、支給出来るような制度というようなお話で終わったと認識しているので、何かそういったことが出来ないのか、そういった制度を御検討いただく必要があるかと思っているところである。また、県警さんから御回答いただいた県内の対象となり得る事件の認知状況についても、前年よりも増えているということ

であり、ますますそういった必要性というのは大きくなっているのではないかなと思う。

(生島会長)

要するに、見舞金等に関しては、予算でいうと県が半分、各市町村が半分ということで実施要項や要領のようなものが出来ればそれは全部支給出来るだろうけども、そういった制度が出来ていない市町村でも少なくとも、県は条例を制定したのだから、県分だけでも支給出来ないのか、という御確認だと思う。

(宮下委員)

令和3年度に支援計画の協議をして、取りまとめをする段階で、結局予算の関係で県独自の支給体制はとれないため、市町村に補助する形での制度となりましたという御説明があって、私も含め各委員から、そうであれば市町村で制度がなければ支給出来ないのかというような質問が相次ぎまして、そこで、市町村で制度が整わなくても、そういう事案があれば、県の分だけでも、支給出来るような仕組みになるというような御説明はあったというふうに記憶しているが、いかがか。

(事務局)

県から定額で遺族見舞金であれば30万円、重傷病見舞金であれば15万、転居費用助成金であれば10万円の補助を行い、そこに市町村独自で金額を上乗せして支給することも、上乗せをしないで県の補助分だけで支給することも可能であるという趣旨での説明であり、いずれにしても市町村において支給するための制度の創設が必要になる。

(高橋委員)

資料1-1でオレンジに塗っている市町村は、条例は現時点で未制定だが、とりあえず見舞金については、古殿町のように県補助分だけを支給というところもあるにしても、支給出来る制度がある。一方で、白いところの市町村は、やはり現時点では、県の分も支給出来ない状態にあるということの理解でよいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(高橋委員)

昨年3月の会議では先ほど宮下委員がおっしゃったように、資料1-1の青だとかオレンジのような制度をとってないところであっても、県から出る補助金の部分は、支給することは出来るという説明だったというふうに理解しているが、そういうことではないということではないのか。

(事務局)

そのとおりである。市町村において支給するための制度がなければ、県の補助分についても被害者等への支給は出来ないので、県としては、市町村に制度を導入いただけるように、働きかけをしているところである。

(高橋委員)

計画策定時から、市町村に制度がなくとも県からの分は支給することが出来るというような御説明をいただいたと認識していて、昨年3月の段階での説明された方のミスリードだったのか我々が勝手に都合よく解釈したのかということは今と

なっては分からないところであるが、いずれにしてもやはり、市町村で条例をつくるなり見舞金請求規則みたいなものをつくるなりしないと、県に条例があるだけでは県から支給する分の対応も難しいという制度ということによいか。

(生島会長)

結局、県の補助分についても、市町村にそのお金の受皿がないと県が補助をすることが出来ない、県分の支給も出来ないということである。

(橋本委員)

私どもの白河市では生活防災課で所管しているが、まずその受皿として市の条例を令和4年4月1日施行ということで、社会的な流れもあり作成をした。一方、現在どのような状況かといいますと、幸い、先ほどから話題になっている見舞金について、支給するような案件も、相談などもない状況である。もしあったとしても、私どものような職員だけでは、状況としては対応出来ないのかなと思う。法律の専門家の皆さんであったりその心理学の専門家の皆さんであったり、そういう方々の意見等をお聴きしながら判断をしていかなければいけない、そういうことを踏まえると、現在の白河市の体制では、若干の負担を感じてしまう状況である。

私どもは、先ほど申したとおり、防災関係、生活安全ということで、白河警察署さんとの深いお付き合い等もあって、我々の課で条例を所管するということになったと思うが、戸籍に関わる部分の話やいろいろ多岐にわたる部分で相談を寄せられたときに、私どもだけのセクションでは対応が出来ない。庁内でもっと横断的に共通理解を求めればいいのかという話は十分分かりますが、役所というのはどこでもそうだと言い切れないかもしれませんが、やはり縦割りが強い組織だということは実態としてあると思いますし、庁内の中で温度差もあるように感じている。

また、条例は制定しましたが、見舞金を支給するような事案に対して、具体的にどのように対応していったらいいのかということにクエスチョンマークが付いています。今回、この会議に参加されている委員の方々がそういう専門家なので、いざというときに相談をさせていただければと思っている。

(野口委員)

福島市で婦人科のクリニックを開業しており、主に性被害に関して対応している。

今のところ国も、非常に性被害に対しては力を入れているところで、夜間のコールセンターが出来たというような報告が事務局からあったと思うが、一応、本県でも24時間365日対応という形は出来たということになっている。そういうシステムが出来たということを県民に広く知らせる必要があると思う。ただ、問題になるのは、夜間に医療機関の受診が必要になったときの受皿になる医療機関がなかなか増えないことである。これはいろいろな問題があるが、増えていないという事実に対して、事案がたくさん出てきたときにどうするのかということには不安に思っているところではある。それが一つである。

それから、男性被害に関して、私は婦人科なので対応するケースはないが、現実的にはあるだろうというのはとても思っていて、日本産婦人科医会のほうでは、性暴力に対するワーキンググループじゃないですけど特別な委員会を立ち上げて、ずっと前から議論をしていて、男性被害の支援も必要があるだろうということで泌尿器

科の先生を入れるなど、いろいろなことをやっている。最近でもジャニーズの話が出るなど、今後、カミングアウトされてくるのではないかと思う。そして、男性から男性への被害がおそらく多いと思うので、そういう意味では、男性から女性への被害とまたちょっと次元が違った話として出てくるのではないかと思っている。

また、別な仕事として、チャイルドラインというボランティア活動も少しお手伝いをしているが、その電話に入ってくるのは、男の子が圧倒的に多い。その中にはやはりこの性被害が多い。子どもの頃に被害を受けてフラッシュバックするなどしてかけてきている可能性もないわけではないが、やはり現実的にはたくさん入ってきているので、やはりこの辺もきちんと注意深く見ていかないといけないことだろうと思う。

それから、性と学校教育という話がほかの委員からも出たが、実は少し前にうちのクリニックに来た被害に遭った方の中で、知的障害が少しある子で、親から性被害を受けていたらしいのですが、本人は全くそれを理解していなかったようで、学校でやはりそういう知的障害があるということで学校の先生がしっかり授業で性の健康教育をしたときに、どうもそれはおかしいのではないかって自分で思ったらしくて、学校の先生に言って発覚して、警察に連絡をしてというような事例が実際あった。やはり、学校教育が大事だと思う。私も出来る限り、出向いたところでは、必ず、プライベートゾーンの話や性の同意の話などするようにしているが、とにかく被害者支援センターでいろいろ動いていただいているので、私たち医療機関としては、動きやすくはなっているかなというふうに思っている。

また、警察に被害を届けて、じゃあ証拠採取をしましょうとなったとき、その費用負担があるとなると、立件出来るまで警察のお金では払えないという話になって、そんなこともありました。私は SACRA ふくしまに携わっているので、SACRA ふくしまに連絡をして、いろいろ必要とした費用だけは、SACRA ふくしまからいただけることになりましたが、多分、ほかの医療機関で SACRA ふくしまのことを知らなければ、そういうことが起きたときに、お金が支払われないのであればやれないよという医療機関が出てしまうことを非常に心配しているので、その辺をきっちりと動いていただければと思っている。少なくとも県内は統一した基準で動いていただければと思っている。

(生島会長)

本日欠席の関委員から意見が出ている。資料3のとおりである。時間の関係もあり、資料を見ていただくようお願いする。地域生活支援として先行している福祉の立場で長く携わっている経験から、こういうことに気を付けたらよいのではないかというような御指摘である。

最後に、私から、今年度、啓発リーフレットを作成しているとのことであるが、どれだけ分かりやすいものを見開きでつくれるかというのが勝負だと思う。

事務局におかれては、本日、各委員から出された御意見を生かせるところは生かしていただいて、会議としては、モニタリングをしっかりやっていきたい。

そして、支援施策については、件数があればやるという話ではなく、また、人口が少ない市町村なら必要ないということでは全くないので、どんなところでも事件や

事故は起こる、という認識の下、進めていく必要がある。

以上